

『通知預金規定』

1. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」という。)を受け入れます。為替による振込金も受入れます。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約の前日までの期間について証書表面記載の利率によって計算いたします。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は、1,000円とします。

以 上

2020年4月1日現在